

中央公民館										単位（円）	
施設区分	利用単位	令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで		令和10年4月1日から 令和11年3月31日まで		令和11年4月1日から 令和12年3月31日まで		令和12年4月1日以降		【参考】現行使用料	
		施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料	施設使用料	冷暖房使用料
和室1	1時間	430	230	440	230	460	230	460	230	330	330
和室2	1時間	250	130	260	130	270	130	270	130	190	220
児童室	1時間	220	110	220	110	220	110	220	110	220	220
リハーサル室	1時間	590	350	610	350	650	350	690	350	490	770
工芸室	1時間	490	250	490	250	500	250	500	250	460	440
視聴覚室	1時間	420	210	420	210	420	210	420	210	490	440
研修室1	1時間	390	190	390	190	390	190	390	190	440	440
研修室2	1時間	220	110	220	110	220	110	220	110	240	220
研修室3(パソコン実習室)	1時間	310	160	310	160	310	160	310	160	410	330
研修室4	1時間	220	110	220	110	220	110	220	110	220	220
研修室5	1時間	220	110	220	110	220	110	220	110	220	220
陶芸室	1時間	520	220	520	220	520	220	520	220	550	110
陶芸室 陶芸窯素焼き	1回	2,170	—	2,170	—	2,170	—	2,170	—	—	—
陶芸室 陶芸窯本焼き	1回	2,610	—	2,610	—	2,610	—	2,610	—	—	—

備考

- 施設及び冷暖房の利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 施設使用料には、照明料及び光熱水費を含む。
- 冷房又は暖房の利用期間は、次のとおりとする。ただし、利用者の申出があり、施設の管理運営上支障がないときは、当該期間以外の期間においても利用することができる。
 - 冷房 7月1日から9月30日まで
 - 暖房 12月1日から3月31日まで
- 陶芸窯の利用については、灯油代として、別途実費を徴収する。
- 入場料を徴収する場合(利用者が会費、寄附金、賛助料等の名目のいかなを問わず直接、間接に入場者から入場の対価として入場料に類する金銭を徴収する場合を含む。以下「入場料」という。)の使用料は、次の各号に掲げる入場料(最高入場料をいう。)額の区分に応じ、この表に定める使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、入場料500円以下のものを除く。
 - 入場料1,000円未満のとき 100分の150
 - 入場料1,000円以上3,000円未満のとき 100分の180
 - 入場料3,000円以上5,000円未満のとき 100分の200
 - 入場料5,000円以上のとき 100分の300